

徳島県告示第七十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第二十二条の二第二項（法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

平成二十九年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会が、法第二十二條の二第二項の講習として実施する講習
- 二 公益社団法人全日本不動産協会が、法第二十二條の二第二項の講習として実施する講習
- 三 他の都道府県知事が法第二十二條の二第二項の規定に基づき指定する講習で、徳島県知事が特に認められたもの